

TRMC-S（もてぎスポーツ会員）及びSMSC-S（鈴鹿サーキットスポーツ会員）に未加入の方が競技会及びスポDAY練習会に参加する場合、必ず下記「MS共済会暫定会員（MS共済）」に加入する事が必要です。

未加入の方（参加明細書にて参加料から割引が無い方）は、走行前迄に裏面の共済会【抜粋】を熟読の上、下記「MS共済会暫定会員加入申込書」にもれなく記入・捺印の上、事務局に提出して下さい。

尚、TRMC-S（もてぎスポーツ会員）及びSMSC-S（鈴鹿サーキットスポーツ会員）の会員で、既にMS共済会に加入し参加料から500円を割り引いてある方は、申込書の提出は不要です。

<MS共済会暫定会員加入申込書>

私は、もてぎ・鈴鹿(以下「MS」と言う)共済会規約に基づきMS共済会に加入致します。

住所	〒 -		TEL
有効期限	2022/3/19	～	2022/3/20
刀がナ 氏名			金額 ※参加料込 ¥ 5 0 0
生年月日		年齢	※事務局記入
西暦	年 月 日	歳	担当

3月19日スポDAY練習会参加者は、全員提出必須！

<練習会誓約書>

私は、下記内容に同意した上で、3月19日の練習会に参加します。

私は、本大会特別規則書をはじめ国際モータースポーツ競技規則、国内競技規則など本競技に関わるモータースポーツ競技諸規則を承認し遵守いたします。また、運転者は参加種目について標準能力を持ち、参加車両についてもコースまたはスピードに対して適性があり、競争が可能であることを申告いたします。

私は、モータースポーツが危険性を伴う競技であることを十分認識の上、自己の責任において誠実かつ適切に競技を遂行するとともに、本競技に関連して万一事故が発生し、私や私の関係者が被害を被ることがあっても、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)をはじめ競技関係者(団体および個人)の方々に対していかなる責任も追及することはいたしません。以上、誓約いたします。なお、当大会の参加者、運転者、要員の氏名、参加車両の写真・映像、競技結果等の報道・放送・掲載の権限はオーガナイザーにある事を承認致します。

2022年 月 日

署名 _____

<もてぎ・鈴鹿共済会(MS共済会)保険金支払い規定【抜粋】>

3.本会が保険会社と締結する保険内容及び保険金は次の通りとする。下記に記載されていないものは、保険契約約款に従う。

1)死亡保険金：事故の日から180日以内にその事故による負傷が原因で死亡した場合、3,000万円の支払いを受けるものとする。

2)後遺障害保険金：事故の日から180日以内にその事故が原因で身体の一部をなくしたり、その機能をなくした場合、保険会社の定める約款の支払区分に記載された率に応じ、3,000万円を限度として後遺障害保険金の支払を受ける。

3)入院保険金及び手術保険金：事故が原因で障害を被り、その直接の結果として、日常生活に支障をきたし、かつ、病院または診療所に入り医師の治療を受けた場合、次の入院保険金の支払を受ける。また、入院保険金を支払うべき障害の治療を直接の目的として、保険会社の定める約款に記載された手術を受けた時は、次の手術保険の支払を受ける。

4)通院保険：◎入院の場合・・・1日に付き1,500円／◎手術の場合・・・保険会社の定める約款の支払区分通り事故が原因で傷病を被り、その結果として日常生活に支障をきたし、かつ、医師の治療を要した為、病院または診療所に通い、医師の治療を受けた場合、次の通院保険金の支払を受ける。／◎実治療日数・・・1日につき1,000円。通院とは、事故により平常の生活または業務に従事することに支障をきたした期間内で、実際の医師の治療を受けた事をいう。従って治療を行っている場合でも、平常の生活または業務に従事する事に支障の無い程度に回復した時は、それ以降の通院は保険金の支払を受ける対象にはならない。

4.個人会員は、事故により負傷した場合、必ず本会指定の鈴鹿サーキット／ツインリンクもてぎ内医務室にて事故記録を残さなければ保険金の請求は出来ない。但し、生命に関わるような緊急時にはこの限りでない。

5.保険金受取のための必要書類

1)障害保険金請求書

2)障害の程度を証明する医師の診断書もしくは、全治した時の医師の治療証明書(但し、医師を指定する場合も有る。)かかり
※保険金請求金額が10万円未満の場合は、治療費領収書で代用可能。

3)同意書

4)その他、本会が契約した保険会社が指定する書類

6.保険金の支払は、本会が契約した保険会社を通じて行う。

7.保険金は、健康保険、労災保険には関係なく支払われる。